

## 第5章 児童相談所と関係機関との連携

### 1. 関係機関との連携の必要性

子ども虐待対応においては、

- ① 家庭という密室性
- ② 家庭内の多様で複合的な問題（家族関係、経済問題、疾病等）の存在
- ③ 子ども自らが支援を求めることの困難性
- ④ 虐待者等の攻撃的な言動

などが支援する際の難しさをもたらしている。

子ども虐待対応では早期発見、迅速な初期対応だけでなく、発生予防から子どもの自立支援に至るまでの連続する支援が求められている。

#### (1) 関係機関との連携による切れ目のない支援

「子ども虐待に効果的に対応するには、単一の機関の働きでは限界があり、複数の機関が有機的に連携して取り組まなければならない。これを可能とするためには、顔と顔とがつながった関係機関相互のネットワークを構築しておく必要がある」と言われており、つながりを持った面としての支援が子ども虐待対応においては重要である。

児童相談所は、子ども虐待対応において他機関にはない行政措置権限を有する専門機関であるが、子どもや家庭が必要とする全ての場面における支援を提供することは不可能であり、切れ目のない支援をするためには関係機関の連携が不可欠である。

関係機関と連携した支援を行うためには、日ごろから各機関の役割や体制、特長等に関する相互理解、虐待問題に関する共通理解を図っておく必要がある、相互の理解を深めるために、児童相談所は関係機関に説明し、理解を得ることが必要である。

また、権限行使や法的対応をとる児童相談所は、一時的にでも保護者と対立関係になってしまう局面がある。そのため、ネットワークの中の適切な機関が保護者をサポートして、その後の支援に保護者が結びつくよう、関係機関において適切な役割分担をすることが大切である。

#### (2) 児童相談所の対応方針の的確性の向上

家族形態や価値観等が多様化する中で、子どもの安全を守り、最善の利益を図るために、親権やプライバシー等の個人の権利を侵害することとなる立入調査や職権による一時保護などの権限行使等の援助方針の決定にあたっては、児童相談所は社会的なコンセンサスに基づいているかどうかについても考慮し、合意を得るよう努めることが必要である。

児童相談所の対応方針に関して、関係機関、要保護児童対策地域協議会の同意や合意を得ることは、児童相談所の判断の妥当性を高めることになる。また、関係機関と意見や判断が分かれる場合には、児童相談所は意見を一致させるプロセス、あるいは合意を得るための説明のプロセスを自らの判断の的確性、説明能力を高めていくことにつなげる。

## 第5章 児童相談所と関係機関との連携

### 2. 関係機関との連携における基本的な留意点

児童相談所は日ごろより、各関係機関の機能や仕組み及び関連制度、地域の実情等について理解するとともに、児童相談所の機能、相談の仕組み等についての関係機関からの理解を得ようとする。

また、関係機関が子どもや保護者等に、児童相談所への相談を勧める場合は、あらかじめ児童相談所の機能・相談の流れ等への十分な説明を行い、保護者等の同意を得るように各機関に協力を依頼しておく。

#### ① 各機関の機能や仕組みへの理解

子ども虐待問題に関する認識、特にリスク要因やアセスメント、各機関における初期対応等の事項についても関係機関に周知を図っておくことが重要である。

また、関係機関の専門性や特長が十分発揮される体制整備となるよう努める。

#### ② 情報共有・進行管理

ケースの進捗状況、支援内容の適否、問題点、課題等についての把握、分析、調整等をどの機関が責任を持って行うかを常に明確にしておく。

子どもにとって最善の利益を図るための切れ目のない支援を提供するために、情報提供や、会議の開催時期についても十分考慮する。子どもや家庭環境についての状況の変化が見込まれる場合には、情報提供や会議を開催することを事前に決めておくことが重要である。

また、機関相互の連絡方法や、機関内部の連絡体制についても明確にしておく。

#### ③ 要保護児童対策地域協議会の活用

個別支援会議・実務者会議等の活用を図る。会議においては、情報・認識の共有を図り、効果的な支援について、共通の方針のもとに役割分担を行う。また共有できない情報がある場合は、その理由を説明する。児童相談所の所管ケースに関する判断、その理由や根拠、方法、短期目標、長期目標を分かりやすく説明する。市町村の所管ケースにおいても同様の観点から助言を行う。

緊急事態や新たな情報伝達の際の連絡体制、不在時の連絡方法などを確認する。これらの連絡体制や連絡方法などが円滑に図れるよう、児童相談所内でも組織として確認し周知しておく。

#### ④ 個人情報の取扱い

要保護児童対策地域協議会は構成員に守秘義務が課せられるが、児童相談所主催の個別支援会議等では、個人情報の保護についての配慮が必要である。

また、調査や支援の各局面においても個人情報の保護や守秘義務について留意が必要であり、各機関における個人情報の取扱いやケース対応時の個人情報の取扱いについて、共通理解を得ておくことが重要である。

## 第5章 児童相談所と関係機関との連携

### 3. 関係機関との連携の実際

#### (1) 警察

##### ア 情報共有・連携体制の整備

警察と定期的に連絡会議を行う等、日ごろから、情報の共有や意見交換を図り、常に十分な連携を図る。子どもの一時保護、立入調査、臨検・捜索、接見禁止命令等の実施においては、相互に情報を交換し、適切な対応が行えるよう、事前に十分に協議をする。

また、警察との連携においては、何かあったときに突然に援助を依頼するのではなく、児童相談所が把握した虐待情報について、必要に応じて早い段階から対応方針等を警察と相談しておく。こうした連携に資するため、千葉県の子童相談所では、警察との協定により、一定の重篤度等の要件を満たすケースをすべて情報提供することとしている。

子どもの一時保護中や児童福祉施設入所中の強引な引取り等、保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、施設の所在地を管轄する警察と情報の共有や意見交換の機会を持つなど、円滑な協力関係を図る。

##### イ 個別事例における連携

警察から児童通告のあった事案については、虐待以外を理由とする通告も含め、通告後の対応においても連携をより円滑にし、子どもの安全確保に万全を期するため、通告元警察署あて定期的な情報提供をする。

警察からの虐待通告は、一般に緊急性が高い場合が多いので、迅速かつ柔軟に対応する。虐待による身柄付通告事案は、援助方針が決定した時点で速やかに、子どもの保護者の居住地を管轄する警察署に通知する。特に、虐待による身柄付き通告事案で一時保護解除を決定した場合は、所轄警察署へ口頭で連絡するとともに、一時保護解除後1週間以内に、援助結果（様式 36書式編 P59）を通知する。管外からケース移管された場合は、子どもの保護者の居住地を管轄する警察署に通知する。

##### ウ 援助依頼

子どもの安全確認、立入調査、一時保護等に際し、保護者等から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合など、児童相談所職員だけでは職務執行をすることが困難なことが予想される場合には、警察署長に対し援助依頼を行う。援助依頼は緊急の場合を除き事前に文書で行う。警察官は、児童相談所の職務執行が円滑に実施できるように、必要に応じて、警察法、警察官職務執行法等による任務と権限に基づいて必要な措置を取る。

なお、立入調査等は児童相談所が警察から十分な理解と協力を得つつ、児童相談所がその専門的知識に基づいて、主体的に実施するものである。

##### エ 告訴・告発

身体的虐待は「傷害罪」、「暴行罪」等にあたり、職員に対する暴行、傷害、脅迫等は「暴行罪」、「傷害罪」、「脅迫罪」にあたる。立入調査の拒否や妨害についても罰則が規定されており、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合は躊躇なく行うべきものである。性的

## 第5章 児童相談所と関係機関との連携

虐待は、「強制性交罪」、「強制わいせつ罪」、「児童福祉法違反（淫行させる行為）」等に加えて、平成28年7月の刑法改正により、「監護者性交罪」、「監護者強制わいせつ罪」等が新設され、非親告罪となり、男児の被害も強制性交の対象となるなど、家庭内での性暴力被害の特殊性をも踏まえた改正がなされている。

### (2) 健康福祉センター(保健所)

健康福祉センター（保健所）は、地域保健法第5条第1項の規定による保健所である。町村を所管する6センターは、社会福祉法第14条第1項に規定する「福祉に関する事務所」でもあり、虐待通告の受理機関となっている。運用としてはいずれのセンターにおいても子ども虐待相談や子ども・家庭に関するさまざまな相談に応じるほか、配偶者暴力相談支援センターとしてDV相談にも対応している。健康福祉センターが虐待通告を受理した場合、市町村や児童相談所とも連携し、適切に対応することが求められる。

また、健康福祉センター（保健所）は、広域的かつ専門的な保健サービスを提供するとともに、管内市町村を含む地域の健康課題を明確化し、解決に向けた活動を推進することとされており、そうした立場から、地域の医療機関・管内市町村等との広域連携に重要な役割を果たしている。

児童相談所はセンターの機能が十分活用されるよう日ごろから連携を図ることが重要である。

精神疾患等精神科医療や精神保健福祉的援助が必要な、子ども又は保護者への支援では、市町村精神保健福祉担当課、健康福祉センター、精神保健福祉センターの保健師、精神保健福祉相談員等との連携が必要である。

虐待をしている保護者等の精神医学的評価や治療が必要になる場合は、原則として保護者等の同意を得た上で主治医と連携し、子どもにとっての危険性を十分説明し、必要な場合は、主治医より保護者等に養育が不可能であることを伝えてもらうことを依頼する。

特に、精神疾患の保護者の主治医には、ケースに対する理解を求め、家族全体のアセスメントと援助方針を共有することが重要である。

### (3) DV事例における連携

DVのある家庭に子どもが同居する場合には、子どもが直接的な暴力を受けていなくても、暴力を目撃したことにより受けた、子どもの心理的外傷に対し、児童福祉の専門的知見を活用した適切な対応が必要である。また、DV関係の「支配－被支配」の関係は、正常な子育てを著しく阻害する要因であることに留意する。

日ごろから、児童相談所は女性サポートセンターや健康福祉センター等と連携し、DV被害者支援のための法制度や相談機関等についての理解に努めるとともに、DV被害者対応機関等は子ども虐待問題に関する理解を深める必要がある。特に、転居による支援の中断や、支援者が関知しない間に加害者である配偶者との同居が再開され子どもの安全が脅かされることがあるので留意する。

DVが問題とされる場合、子どもの安全が二の次になってしまうことがある。関係機関は、子どもの安全が確保されるようアセスメントの共有と十分な連携を図る。

また、子どもやDV被害者に関する情報の取扱いに関しては、DV被害者の置かれている状況を踏まえて十分注意を払う必要がある。

## 第5章 児童相談所と関係機関との連携

### 参考 DVの例

- ① 身体的暴力: なぐる、ける、つねる、物を投げつける、刃物でおどす など
- ② 精神的暴力: 何を言っても無視する、大声でどなる、「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしようなし」などと言う、実家や友人と付き合うのを制限する、実家や家族の悪口を言う、スマホやSNSを細かくチェックする、人の前でバカにする、命令するような口調でものを言う、行動を監視する、自分の家族に危害を加えると言っておどす、壁や物を壊して威圧感を出す など
- ③ 経済的圧迫: 生活費を十分に渡さない、外で働くのを妨害する、貯金を勝手に使う など
- ④ 性的暴力: 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、見たくないのにアダルトビデオや成人雑誌を見せる

### 参考 DV加害者・被害者の特徴

- ・加害者: 加害者に決まったタイプはなく、年齢・学歴・職種・年収などに関係がないと言われる。家庭の外では温和で人当たりがよく、社会的信用もある人であることも珍しくない。被害者が逃げようとする、暴力がひどくなる傾向がある。
- ・被害者: 被害者は精神的に傷つき、無力感や絶望感を感じていることが、しばしばあり、自己肯定感が低い場合も多い。加害者から逃げる気力が持てず、逃げだしたらもっとひどい目にあうかもしれない、といった恐怖感を抱えている場合もある。また、逃げることはこれまで築いてきた人間関係や生活から離れなければならず、経済的な問題や子どもの心配からなかなか決心がつかないと言われる。

### 参考 DVのサイクル

常に身体的暴力をふるう加害者もいるが、身体的暴力の後に謝罪したり優しく振る舞う加害者も多い。DVでは、「爆発期: 感情のコントロールができず激しい暴力が起こる」→「ハネムーン期: 優しくなり、もう暴力は振るわないと謝罪する」→「緊張期: 緊張が高まり、軽い暴力が始まる」→「爆発期」という、レノア・ウォーカーによるDVサイクルが知られている。一旦、このDVサイクルに組み込まれてしまうと、被害者は、外部から何らかの介入が行われなければ、サイクルから脱することは困難と言われている。



## 第5章 児童相談所と関係機関との連携

### ア 子ども虐待対応部門とDV対応部門の相互連携

令和元年の児童虐待防止法改正では、児童虐待防止のために連携を強化すべき関係機関として、地方公共団体、市町村、児童相談所、福祉事務所、学校、医療機関と並んで、配偶者暴力相談支援センターが例示された（児童虐待防止法第4条第1項）。また、児童虐待の早期発見努力義務がある団体として、都道府県警察、教育委員会と並んで、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターが追記された（児童虐待防止法第5条第1項）。さらに、令和元年改正の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）においては、配偶者暴力相談支援センターが連携協力する関係機関として、新たに児童相談所が追加された（DV防止法第9条）。

こうした流れを受けて、市町村の要保護児童対策地域協議会においても、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員等の積極的な参画が求められている（令和元年8月1日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」を参照）。なお、千葉県においては、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターが配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担っている。千葉市・市川市・野田市・船橋市には、市による配偶者暴力相談支援センターが設置されているほか、県内全市町村にDV対応部門がある。

DV被害者支援の枠組においては、DV被害者自身が支援を求めない限りはDV相談につなげることが難しい。このため、児童虐待対応部門において新たにDV被害と思われる状況を発見した場合は、まず、被害者にDV例の教示やDV相談機関への相談等を勧奨し、適切な意思決定を行えるように配慮する必要がある。なお、DV被害者及び子どもの安全確保のため、DV例の教示や相談勧奨等を行う際は、情報の管理に十分留意する必要がある（一般的な留意事項等を事前に配偶者暴力相談支援センター等に確認しておく必要がある）。その上で、被害者が支援を希望しない場合は、緊急時には躊躇なく警察に通報しDV防止法による一時保護を求めること等を伝えておき、被害者が支援を希望する場合には、市町村のDV対応部門や県の配偶者暴力相談支援センターの支援につなぐ対応をとることが必要である。

### イ 被害者の困難さの複合的な要因への対処

DVのある家庭には、DVのほかにも、子どもへの身体的・性的虐待あるいはネグレクト、生活困窮や障害等、さまざまな困難を複合的に抱えるケースがみられる。市町村の子ども虐待対応部門や児童相談所の関わりの中で、こうしたケースに対応する場合には、父母間の支配-被支配関係など家族の全体性を的確にとらえ、複合的に絡まり合う要因を解きほぐしながら、いかにして子どもへの虐待に至るメカニズムが生じたのかについて、丁寧にアセスメントしていく姿勢が必要である。また、ケースワークにおいて、市町村のDV対応部門等をはじめ、子育て支援部門や障害福祉部門、生活困窮者支援部門など他に必要な支援機関との橋渡し役になる姿勢も必要である。なお、家庭内においてDVの問題がある状況に晒されていること自体が、子どもに対する心理的虐待でもあることは、ここでも改めて指摘しておくこととする（児童虐待防止法第2条第4号参照）。子どもの身体的な安全が確保されるだけでなく、安心感をもって健全に育つことが保障される環境を整えることも、子ども虐待対応職員の責務であると心得るべきである。

## 第5章 児童相談所と関係機関との連携

### ウ DV防止法による一時保護

DV防止法によるDV被害者及び同伴家族の一時保護には、職権保護の規定は無く、危険性・緊急性がありDV被害女性本人が希望する場合に行われる。一時保護は、市町村のDV対応部門や配偶者暴力相談支援センターだけではなく、生活保護などを扱う福祉事務所、警察、児童相談所等からの連絡が契機となる場合がある。いずれの場合でも、関係機関が加害者からの追及等も考慮し相互に速やかに連絡を取るなど、連携を図ることが必要である。

なお、DV被害者及び同伴家族の一時保護に至らない場合であっても、市町村子ども虐待対応部門や児童相談所は、市町村DV対応部門や配偶者暴力相談支援センター、市町村子育て支援部門等と連携し、子どもの安全の視点から子どもに関する情報や父母間の支配-被支配関係等についての情報共有に努める。子どもの緊急的な安全確保が必要な場面では、警察や児童相談所を中心に子どもについて介入的な動きがとれるよう、より緊密な連携を図ることが必要である。また、繰り返しとなるが、DV被害者本人が一時保護等を希望しない場合は、緊急時には躊躇なく警察に通報しDV防止法による一時保護を求めること等を必ず伝えておく。

#### 参考 県のDV相談機関

- ・女性サポートセンター[女性専用] 043-206-8002(24時間365日)
- ・各健康福祉センター《県内13か所》(平日9時～17時)
- ・男女共同参画センター[女性のための総合相談] 04-7140-8605(火～日9時30分～16時)  
[男性のための総合相談] 043-308-3421(火・水16時～20時)

### (4) 障害児への虐待事案における連携

保護者による(18歳未満)の障害児に対する虐待については、障害者虐待防止法ではなく、児童虐待防止法による救済が図られることになる。ただし、保護者への支援に関しては障害者虐待防止法も適用することから、障害児を虐待した保護者への支援にあたっては、例えば障害福祉サービスの利用を検討するなど、市町村の障害福祉担当部局と連携した対応を考える。

子ども虐待事案として対応していたものの、虐待が解消されないまま子どもが18歳に達したケースでは、障害者虐待防止法に基づく措置が必要になることから、日ごろから市町村の担当部局と連携を図り、引継ぎの体制を整備しておくことが必要である。

### (5) その他の機関との連携

#### ア 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員は家庭に最も近い存在であり、子どもや家庭の見守りや、身近な相談者等として重要な役割を果たすことが期待される。

市町村児童虐待相談担当部署との連絡を密にし、家庭の周辺や子どもの状況の現認、保護者の相談相手、福祉の手続きの支援など、依頼する内容と報告の時期や方法について、具体的に協力依頼する。援助を依頼するときには、個別支援会議などへの出席を依頼する。

子育て支援が必要なケースで、児童委員等と保護者の関係づくりができる場合は、日々の子育て支援を依頼する。依頼は、児童相談所から直接、又は市町村を通じて行う。

## 第5章 児童相談所と関係機関との連携

### イ 中核地域生活支援センター

県では、社会福祉法人等に委託し、県内13か所の健康福祉センターの所管区域ごとに、「中核地域生活支援センター」を設置している。中核地域生活支援センターは、福祉の総合相談、権利擁護、福祉サービスなどを24時間、365日体制で行っている。

また、中核地域生活支援センターは、福祉サービスや地域のネットワークのコーディネートの機能も有しており、子ども虐待の発生予防から、早期発見・対応、支援まで様々な役割を担うことが期待される。そのため、要保護児童対策地域協議会などを活用し、日ごろから、子ども虐待問題に対する認識や情報を共有し、連携して支援にあたる体制の整備を図る。

### ウ 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、相談援助に関するノウハウを活用して地域住民に密着したきめ細かな相談援助を行う機関である。センターがある地域を管轄する児童相談所はセンターが地域のニーズに応じた支援を展開できるよう日ごろから密接な連携を図っておくことが必要である。

### エ 民間団体との連携

多様な支援を行うためには、民間団体とも積極的に連携を図る必要がある。民間団体との連携にあたっては、団体から市町村・児童相談所へ通告や紹介をする際は相談者本人の同意を得るように、市町村・児童相談所から依頼することが原則ではあるが、子どもの安全確保等に必要な場合には本人の同意を得ることができなくとも、積極的に連携を図る必要がある。

それぞれの機関の利点や限界を補完し、援助の実効性、一貫性を確保し、一体的な援助活動ができるようにするため、援助方針や援助内容等について、個人情報の保護に留意しつつ、情報・意見交換を行うことが重要である。そのためにも、積極的に要保護児童対策地域協議会などの活用を図るものとする。